## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認 可 等 の 内 容 根 拠 法 令 及 び 条 項		宅地の所有者及び借地権者の同意申請 土地区画整理法第19条第1項
所管	部課係名	まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審	関係条項	
		土地区画整理法第19条の規定による。 (借地権の申告) 第19条 前条に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。 2 市町村長は、前項に規定する申請があつた場合においては、政令で定めるところにより、遅滞なく、施行
査	基準	地区となるべき区域を公告しなければならない。 3 前項の規定により公告された施行地区となるべき区 域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、前
	(未設定の場合はその理由)	項の公告があつた日から1月以内に当該市町村長に対し、その借地権の目的となつている宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書面を添えて、国土交通省令で定めるところにより、書面をもつてその借地権の種類及び内容を申告しなければならない。 4 未登記の借地権で前項の規定による申告のないものは、前項の申告の期間を経過した後は、前条の規定の
基		適用については、存しないものとみなす。
	参 考 事 項	
準	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場 合はその理由)	15日
期間	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)